

大分県税事務所電話交換設備リース契約書（案）

- 1 リース物件 電話交換設備一式
- 2 リース期間 自 令和8年7月1日
至 令和15年6月30日
- 3 契約金額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
- （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇-）
- 内訳 令和8年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和9年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和10年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和11年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和12年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和13年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和14年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
令和15年度 ￥〇〇〇, 〇〇〇 -（月額￥〇〇, 〇〇〇 -）
- 4 契約保証金 〇〇〇円若しくは大分県契約事務規則第5条第3項第各号により免除

上記リース契約について、大分県税事務所長 岩男 健二（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によりリース契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は甲に対し、別紙「機器の設置等に関する仕様書（以下「仕様書」という。）内の機器（以下「機器」という。）を貸し出し、甲はこれを使用することによる対価を支払う。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。
（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、互いに信義を重んじ誠実をもって、この契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(契約の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第5条 乙は、第12条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(所有者の表示)

第6条 乙は、機器に乙の所有物である旨を表示する。

(管理義務)

第7条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理するものとする。また甲は、機器を第三者の権利の目的物にすることはできない。

(動産総合保険)

第8条 乙は、リース物件のリース期間中、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を乙に交付するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払いを免れるものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(契約金額の支払)

第11条 甲は、乙からの請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

2 乙は、毎月末までに前月分リース料を甲に請求するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(特約事項)

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入

歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、法令に従うほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

住 所 大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県税事務所
所 長 岩 男 健 二 印

乙

住 所 ○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○
代表者氏名 ○○○○○○○○ 印